

光市立大和総合病院経営改善支援業務プロポーザル審査要項

光市立大和総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める光市立大和総合病院経営改善支援業務に関する公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- (2) 実施要項に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した事業者
- (3) 実施要項により、適正に書類を作成した事業者

2 審査項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりとする。
なお、最低基準点は、50点とする。

- (1) 事業者評価 20点
- (2) 事業者技術力 20点
- (3) 提案内容 50点
- (4) 見積書 10点

3 審査委員会

事業者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを行う光市立大和総合病院経営改善支援業務プロポーザル審査委員会を開催する。

- (1) 日時 令和8年7月21日（火曜日） 午後1時30分から（予定）
- (2) 場所 大和総合病院 6階大会議室
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング

ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員から10分程度の質疑応答の時間を設ける。

イ 事業者の出席者は3人以内とする。

ウ 開始時間は、別途通知する。

エ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大和総合病院が準備したプロジェクターを利用することができる。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は認めない。ただし、内容の省略による页数の変更及び構成の変更は妨げない。

4 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、【別表】のとおりとし、合計100点満点とする。
- (2) 各審査項目に対して、優れた提案かどうかを審査し、各配点の範囲内で審査点をつける。審査点は整数とする。
- (3) 見積書の審査については、次のとおりとし、小数点以下を四捨五入する。ただし、参加者が1者の場合の審査点は、5点（10点の50%）とする。
審査点＝（最安提案価格／提案価格）×10点
- (4) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計し、最も高い審査点を得た提案者を優先交渉権者として、2番目に高い審査点を得た提案者を次点交渉権者として選定する。
- (5) 各審査員の審査点合計の平均が50点に満たない者は、失格とする。
- (6) 上記（4）において、合計審査点が最も高い提案者が2者以上の場合は、次の方法により順位を決定する。次点交渉権者の順位の選定においても同様の方法とする。
 - ア 提案内容の審査点が高い者を上位とする。
 - イ アが同点の場合は、提案内容のうち改善提案の内容の審査点が高い者を上位とする。
 - ウ イが同点の場合は、見積額の審査点が高い者を上位とする。
 - エ ウが同点の場合は、再度各委員から意見を聴き、順位を決定する。

【別表】

審査項目		審査の視点	配点
事業者評価	事業実績	病院の経営改善支援業務の従事実績、改善実績を有するか。	10
	実施体制	仕様書に定めた業務を安定的かつ的確に実施することができる体制を有しているか。	10
事業者技術力	配置人員の能力	担当者は、本業務に必要な実績や知識等を有するか。	10
	スケジュール作成	期間内での効果を期待できる実施スケジュールか。	10
提案内容	現状分析	大和総合病院や地域の実態を把握しているか。	15
	改善提案	業務の目的を達成できる実現可能な提案内容になっているか。	25
	独自提案	持続可能な医療提供のための実現可能な独自提案があるか。	10
見積書	見積価格の評価	—	10
合計			100